

連 合 審 査

および 常 任 委 員 会 審 査

平成19年度一般会計補正予算 連 合 審 査

Q 国庫支出金の「へき地児童生徒援助費補助金」の内容は。

A 香北町にある香北中学校の寄宿舎に対する補助金である。

Q 県支出金の「問題を抱える子ども等の自立支援事業費補助金」の内容は。

A 不登校やいじめ、児童虐待等の問題を抱える子どもたちの早期発見・早期治療に効果的な取り組みを行う教育支援センターふれんどーむの指導員やコーディネーターの報酬費等に対する補助金である。

Q 保育園整備事業について、用地の面積と地権者の数は。

A 面積は約五六〇〇平方メートルであり、地権者は三名である。

Q 県支出金の「物部川天然アユ資源復元事業費補助金」の内容は。

A 事業主体は物部川漁協であり、下流でアユの孵化施設を整備するものである。県から本市を通じて全額、物部川漁協へ行く。



香北中学校寄宿舎「啓明寮」

Q 農林水産業費の林道美良布・岩改線開設事業の減額理由は。

A 工事の施工業者が倒産したことにより、十九年度工事の発注が遅れた。現在、十八年度の繰り越し工事が進捗率一五％程度であるが、今年度いっばいかかる状態である。従って、十九年度分は繰り越しせずに減額し、二十年度早々に工事を発注したいと考えている。

Q 土木費の公有財産購入費にある市道栄町南組線について、補正を組んでまで急ぐ理由は。また、南側の東西は。また、南側の東西に抜けている道路に接続する見通しはあるのか。合わせて公共下水道の計画はあるのか。

A この路線については、ずっと以前からの課題であった。長期間にわたり地権者と交渉してきた経過がある。最近になって用地に目途が立ち、急遽補正したところである。将来的には、南まで通った方が便利の良い道になる。



市道栄町南組線の工事予定地

と考えている。下水道については、今後協議して進めたいと思う。

Q 住宅管理費の修繕費は、どこの修繕か。

A 修繕費百五十万円の中で決まっているのは、香北町五百蔵団地の部屋の修繕である。その他、年間を通じていろいろと修繕箇所が出てきたことによるものである。

Q 教育費の高等学校等奨学金の増額理由は。

A 当初は、高校関係で二十人、大学関係で五人を見込んでいたが、実際は高校関係二十五人、大学関係七人となったためである。

Q がけ崩れ住家防災対策費の対象が四件とのことだが、その中で予防が一件ある。これまで予防に対しては県の動きが鈍かったと聞いている。予防も災害と同様に振り分けてきたとの認識でよいのか。

A 指摘のとおりである。従前は、予防について非常に採択が厳しい状況であったが、十八年度に続いて、十九年度も採択の予定である。

Q 消防費の災害対策本部等時間外手当の内容は。

A 本年七月十四日から十五日にかけての台風四号接近に際し、万全を期すために本庁および支所の職員により災害対策本部の第三配

備を招集した。十四日に二十六人、十五日に四十三人の職員が時間外出務しており、時間外手当が約百二十七万円発生している。

総務常任委員会

本委員会には、「平成十八年度香美市一般会計歳入・歳出決算の認定」について等、十一議案の審査が付託された。

Q 街宣車が来て、住宅新築資金等貸付事業の問題で、実名も出して言っていたが、経過の説明を。

A 支払いがなされていない方に対し、平成十九年度になり競売の申し立てをした。それに対する反論と思われるが、こちらは、貸し付け当時から何十回となく話し尽くした上での結論である。

Q 現在の貸付件数と競売の件数は。

A 今までに土佐山田町を含めて本市が実行した件数は十八件、人数にすると十人である。

Q 建築基準法の一部改正による、香美市火災予防条例の改正だが、建築基準法の一部改正とは。

A 基準法の改正に伴う条ずれで、基準法の中で、避難階の項というところで改正があったものだ。

Q 土地開発公社の法的監督権は知事にあるという意味の説明を。

A 土地開発公社に関する法律は、もともと公有地の拡大の推進に関する法律であり、その中に権限がそれぞれ規定されている。もともと、公社を指揮監督権をする権限は、都道府県知事にしかないということ、市長は、「必要な調整を行う」に訂正するものだ。

教育厚生常任委員会

本委員会には、「香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部改正」等、十三議案の審査が付託された。

Q 国保会計について、特定健診実施計画策定委員会の構成は。また、健診の件数によってペナルティーがあると聞くが、どのような計画を立てるのか。

A 委員の構成はまだ決定していない。予定として本市内の医師、健康づくり推進委員等を検討している。ペナルティーは、二十四年度以降になるので、それまでに健診指導に努力していく。



大板保育所運動会

Q 調整交付金について、国・県からの連絡内容は。また、間違っていた調整交付金が公布された場合、住民に還元するののか。

A 国保の予算四十億円に対して間違っていた金額は、予算に影響を与えない。現在の保険者数に還元できるほどではないと考える。

Q 介護保険会計の認定調査等費について、認定に時間がかかりすぎると聞くがどうか。

A 申請から認定までの事務の流れそのものに時間がかかるのは事実であり、三十日前後の時間を要する。認定まで三十日を越す場合は、本人に連絡している。

Q 香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部改正について、現在運行しているスクールバス大栃・神池線を久保高井まで延長する理由は。

A 高井地区に児童が二名転入、大西地区に一名転入、また、二十年度以降に二名就学予定の子がいることから、現在運行している朝一便、夕方二便のうち、夕方の一便を延長するものである。

Q 香美市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、冷暖房の使用料金と両施設の利用状況は。

A 冷暖房の使用料は、秦山は細かな料金設定があるが、佐古藪は、従前から使用料について定めがない。また、利用状況については、秦山は老人クラブ等の



佐古藪ふれあい交流センター

会合が有料で行われている。佐古藪については、有料で行われる会合等は現在ないとのことである。

両施設とも県の介護予防事業による有利な補助によって建設されたものであり、施設の目的から、当初は両施設でデイサービスが行われてきた。その利用料金で両施設とも良好な管理が行われてきたが、介護保険制度の改正により、現在は施設の運営に苦慮している。

Q ふれあい交流センターの施設の修繕や、下水道への接続等について対応は。

A 軽微な修繕等については、指定管理者において対応してもらおうことになるが、下水道への接続等大きな工事については市が負担することになる。また、水道光熱費等は管理者の負担である。

Q 香美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の制定について、条例制定による医療費助成事業の改正により、助成の対象となる人数は。

A 八月末現在で母子家庭数が百七十九世帯で母親が百七十九人、子どもが二百八十五人であり、父子家庭は五世帯で父親が五人、子どもが十二人である。

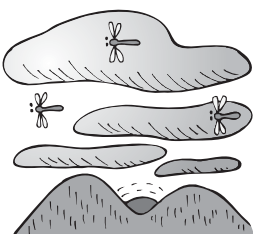
Q 指定管理となった公の施設の敷地に車を駐車した場合、使用料の收受の対象になるののか。

A 駐車料を徴収する考えと聞いている。

Q 佐古藪ふれあい交流センターの指定管理者の指定について、指定の期間が約五年であるが、理由は。

A 一般的に指定の期間は、三年か五年である。今回五年にしたのは、地元の大切な施設であることから安定した管理を行ってもらえよとの考えから五年を選択した。

A 指定はあくまでも団体である。団体と協定書を交わし、団体から使用料の收受等の報告を受けることになっている。



産業建設常任委員会

本委員会には、「平成十八年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」など十二議案の審査が付託された。

Q 工業用水の借入金利率が高いことと、未償還残高の借入先は制度資金となっているが民間利用の考えは。

A 企業債のため工業用水と違って発行年月日の古いものがあり、バブル期を境に利率が下がり、現在二%くらいとなっているが、それでも民間から比べると安い。財務省から、利率の高いものについては、償還できるとの対応措置が取られているが、水道事業経営が赤字であること、基本料金が全国平均以上の団体であることなどの条件があり、本市の場合、経営上黒字、基本料金も全国平均より安

いので、一応申し入れはしているが、適応しないのではないか。

Q 工事契約相手方に市内業者がいないようだが。

A 設計委託は市外業者しかない。一千万円を超す契約については水道事業もランク付けがされており、それに基づいて指名している。契約条件に三百六十五日対応があり、今のところ、市内の業者は対応できないということで、指名に入らない。

Q 工業用水の最低使用量はあったのか。

A あったが、使用する、しないは自由で契約最低水量の内、実績は五〇七に対し、二七だった。このことから、企業も経費削減の点から簡易水道に切り替えている。

Q 「香美市営土地改良事業」は、本市内ではこの地域だけで、完結するのか。

A この事業は旧・土佐山田町において農村振興基本計画があつて、それを基に本市が進めている。事業採択に合う部分の十一路線の水路改修事業だ。

Q 四年間に二億数千万円の事業予算で設計ができていると思うが、単年度どのくらいの比率で行っていくのか。

A 単年度、路線の順位等、変動はあるものの、四、五千万円程度を予定している。財源

は国が五〇%、県が七・五%、受益者負担が一〇%で、三二・五%は起債を充当する。

Q 今回の土地改良事業の申請は生活雑排水を伴うのか。

A 用排水路ではなく農業利用の用水である。この事業は国費採択をうけた負担金の少ない有利事業と位置付けている。

市道谷相線拡張工事に関する陳情書について

請願第二号

第二回定例会で継続審査となっていた請願第二号を審査した。

本件については、当委員会として七月二日に、現地を視察し、関係者から実情も聴きとつた上で協議し、まとめを行った。協議会で、出された主な意見としては、地元の要望は理

解できるものの、同じ

本市内には、もつと劣悪な路線や危険箇所があり、本路線も市内全域の中の一路線として捉えるべきである。従つて本路線を含め今後は市内全体を見回して、通行の安全確保策を講じた計画を検討していくべきとの意見が多数を占めた。採決を行った結果、請願第二号は不採択とされた。なお、少数意見として「本陳情書にある三谷地区は生活道として重要であること、また災害危険箇所もある中で地元としても陳情していると思う。議会としても賛同頂き採択願いたい」との少数意見があり、委員長報告の中で、報告された。



市道谷相線（香北町）